

埼玉県県庁舎再整備検討委員会設置要綱

令和3年 7月20日 知事決裁

令和5年10月31日 一部改正

(県庁舎再整備検討委員会の設置)

第1条 本県県庁舎は、最も古い本庁舎が建築後70年を経過し、老朽化、狭隘化、分散化など様々な課題をかかえている。また、「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」では建物の目標使用年数を80年としており、令和13年度には本庁舎が築80年を迎える。

こうした中、目標使用年数経過後を見据え、デジタルトランスフォーメーションによる社会変革を考慮した県庁舎再整備に関して知事が必要と認める事項を検討するため、埼玉県県庁舎再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。

- 2 委員長は、副知事（総務部を所掌する副知事）、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第3条 委員会は、委員長が主催し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ別表2に掲げる組織の者、有識者等の参加を求めることができる。
- 3 前項の規定により参加する者は、それぞれが専ら利用する庁舎や専門的な知見を要する事項など、委員長が必要と認める案件・内容について、委員長が求める場合に意見表明することができる。

(部会)

第4条 委員会は、委員会で検討する事項のうち、専門的な事項を検討するため、次表の部会を設置する。

名 称	検 討 事 項
埼玉県県庁舎再整備専門家会議	デジタルトランスフォーメーション、職員の働き方、庁舎整備など将来の県庁舎の在り方や県庁舎再整備に係る専門的な検討事項

- 2 部会は別表3に掲げる者を部会員として構成する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は部会の会務を総理する。

- 5 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会における検討結果を委員会に報告しなければならない。

(委員会、部会の公開)

第5条 委員会及び部会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、公開しないことができる。

(事務局)

第6条 委員会及び部会の事務局は、総務部管財課とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

別表 1

総務部を所掌する副知事
総務部長
知事室長
企画財政部長
県民生活部長
危機管理防災部長
環境部長
福祉部長
保健医療部長
産業労働部長
農林部長
県土整備部長
都市整備部長
会計管理者

別表 2

県議会
企業局
下水道局
教育局
警察本部
その他の行政委員会

別表 3

氏 名	所属等
稲継 裕昭	早稲田大学 政治経済学術院 教授
稲水 伸行	東京大学 大学院経済学研究科 准教授
小堀 哲夫	建築家・法政大学デザイン工学部建築学科 教授
櫻井 美穂子	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター・主幹研究員 准教授
(職指定)	埼玉県企画財政部行政・デジタル改革局長
(職指定)	埼玉県総務部人財政策局長

(敬称略)